

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆「改正税法説明会」のご案内 ◆「パソコン教室（中級コース）」のご案内

## ●本部等の行事

月	日	曜	内 容
7	2	火	福岡地区五法人会連絡協議会 16:00 ~ 17:00 於: 西鉄グランドホテル

## ●支部の行事

月	日	曜	内 容
毎月1回			大濠公園防犯パトロール（第5支部） 19:00 ~ 19:45 於: 大 濠 公 園
毎月1回			青少年対策パトロール（第1支部） 16:00 ~ 16:45 於: 天神地区（3丁目）

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内 容
7	10	水	役員会 11:00 ~ 12:00 於: 福 新 楼

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内 容
未定			役員会 11:00 ~ 12:00 於: 事務局会議室

## (I) 税務カレンダー

### 7月の税務カレンダー

- 7月10日 ●6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）
- 7月16日 ●所得税の予定納税額の減額申請
- 7月31日 ●所得税の予定納税額の納付（第1期分）
- 5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2か月分）＜消費税・地方消費税＞
- 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付（7月中において市町村の条例で定める日）

中小企業向けの特例措置

税 理 士 堤 一 博

中小企業向けの法人税の特例措置の概要を示すと、次の2項目に分類されます。

- (1) 「中小法人等」に対する特例措置
- (2) 「中小企業等」に対する特例措置

(1) 「中小法人等」に対する特例措置

まず、法人税法上の「中小法人等」に該当すると、以下の特例措置を受けることができます。

①	貸倒引当金の繰入限度額	法人税法第 52 条①②
②	欠損繰越限度額の制限の不適用	法人税法第 57 条①
③	年 800 万円以下の所得に対する軽減税率	法人税法第 66 条②③④ 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 ①
④	特定同族会社の特別税率の不適用	法人税法第 67 条①
⑤	貸倒引当金の法定繰入率の適用	租税特別措置法第 57 条の 9 ①
⑥	交際費等の損金不算入制度における定額控除	租税特別措置法第 61 条 4 ①②
⑦	欠損繰り戻し還付の停止措置の不適用	法人税法第 80 条① 租税特別措置法第 66 条の 13 ①

※「中小法人等」とは、普通法人の場合、資本金が5億円以上の「大法人」に完全支配されていない（=100%の出資ではないこと）資本金1億円以下の法人です。

(2) 「中小企業等」に対する特例措置

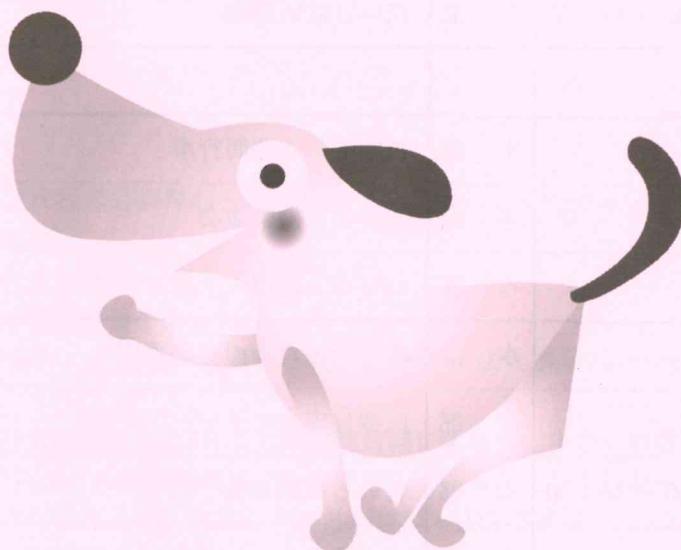
一方、租税特別措置法上の「中小企業等」に該当すると、以下の特例措置が受けられます。

①	中小企業者等の試験研究費に係る法人税額等の特別控除	租税特別措置法第 42 の 4 ③
②	高度省エネルギー増進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	租税特別措置法第 42 の 5 ②
③	中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却等	租税特別措置法第 42 条の 6
④	特定中小企業者等が経営改善設備を取付した場合の特別償却	租税特別措置法第 42 条の 12 の 3
⑤	中小企業者等が特定経営力工場設備等を取付した場合の特別償却等	租税特別措置法第 42 条の 12 の 4
⑥	中小企業者等の給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 ②
⑦	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入	租税特別措置法第 67 条の 5

※「中小企業等」とは、普通法人の場合、資本金が1億円超または資本金がない法人にあっては常時使用する従業員の数が1,000人超の「大規模法人」に2分の1以上支配されていないか、2以上の「大規模法人」に3分の2以上支配されていない資本金1億円以下の法人です。

「中小法人等」と「中小企業者等」の概要を対比してみますと、以下のとおりですので、参考にしてください。

	「 <u>中小法人等</u> 」	「 <u>中小企業等</u> 」
定 義	①資本金等が <u>1億円以下</u> の法人 又は ② 資本金等を有しない法人	①資本金等が <u>1億円以下</u> の法人 又は ②資本金等を有しない法人で従業員が <u>1,000人以下</u> の法人
除外要件	「 <u>大法人</u> 」による <u>完全（100%）支配</u>	・ 1社の「 <u>大規模法人</u> 」による <u>2分の1以上</u> の支配 又は ・ 2社以上の「 <u>大規模法人</u> 」による <u>3分の2以上</u> の支配 又は ・ 一定の「 <u>適用除外事業者</u> 」（平成31年4月1日以降開始事業年度から）
※	「 <u>大法人</u> 」	「 <u>大規模法人</u> 」
定 義	資本金等が <u>5億円以上</u> の法人等	①資本金等が <u>1億円超</u> の法人 又は ②資本金等を有しない法人で従業員が <u>1,000人超</u> の法人



## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場	
2019	6	20(木)	14:00～16:30	本部	リスクマネジメントセミナー	JR博多シティー(10階)	
		21(金)	14:00～16:30	本部	〃	〃	
		28(金)	19:00～22:00	青年部	カップリングパーティー	クアンティック	
	7						
	8				本部	経営セミナー	
		27(火)	11:00～11:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス	
		27(火)	12:30～14:00	本部	理事会 (昼食会 12:00～12:30)	〃	
	9	4(水)	15:30～17:00	本部	改正税法説明会(1回目)	福岡ガーデンパレス	
		6(金)	〃	本部	〃(2回目)	〃	
		11(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(ワード中級コース) 1/2回目	サンセルコビル	
		12(木)	〃	本部	2/2回目	〃	
		14(土)	10:20～16:20	本部	1/1回目	〃	
		18(水)	09:00～16:00	本部	役員ゴルフ交流会	古賀ゴルフクラブ	
		18(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(エクセル中級コース) 1/2回目	サンセルコビル	
		19(木)	〃	本部	2/2回目	〃	
		21(土)	10:20～16:20	本部	1/1回目	〃	
			13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス	
		26(木)	13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇	
	10						
	11				本部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多
		15(金)			本部	五法人共催講演会	ソラリア西鉄ホテル
					本部	パソコン講座(上級コース)	サンセルコビル
	12				本部	新任者のための税務講座	
					本部	医療健康セミナー	
		12(木)	13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇	
		18(水)	11:00～11:50	本部	正副会長会	ソラリア西鉄ホテル	
	18(水)	12:30～14:00	本部	理事会	〃		
2020	1	29(水)		本部	新春講演会・会員交流会	ソラリア西鉄ホテル	

※日時、会場が空白のところは未定です。